

剣道七段および六段審査会（愛知）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

(1) 七段審査会

- ① 令和6年11月9日（土）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 57歳以上（57歳含む）
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）
 - イ. 56歳以下（56歳含む）
受付時間 午後12時30分～午後1時まで
審査開始 57歳以上実技審査終了後

(2) 六段審査会

- ① 令和6年11月10日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 51歳以上（51歳含む）
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）
 - イ. 50歳以下（50歳含む）
受付時間 午後12時30分～午後1時まで
審査開始 51歳以上実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会 場

名古屋市枇杷島スポーツセンター

（愛知県名古屋市西区枇杷島1-1-2） 電話 052-532-4121

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七段

平成30年11月30日以前に六段を取得した者。

(2) 六段

令和元年11月30日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和6年11月9日、六段は令和6年11月10日）とする。

8. 申込み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録支部を通じて申込みこと。
なお、個人直接の申込は受理しない。

(2) 申込書

- ア 各段位ごとに所定の用紙による。
- イ 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合また虚偽の場合は受審を認めない)
- ウ 剣道七・六段申込書には審査開催地(愛知県)を明確に記入すること。
※受審申込者は受付時間を必ず確認してください。

※稽古会・講習会への2回の参加実績が必要となります。
参加実績有効期間：令和5年10月13日～令和6年9月30日

9. 審査料

(七段) 19,000円 (六段) 18,000円

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。なお、主催者は、参加者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。(全剣連ホームページ参照)

12. 個人情報保護法への対応

※以下を周知してください。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

- (1) 本審査会には、11月14日(木)東京都で実施される剣道六段審査会、11月15日(金)東京都で実施される剣道七段審査会の受審者は、受審できない。
- (2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までにに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。
- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。
ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者(付添・家族含む)につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承願います。

※ 見学者の事前登録については、別紙案内通知をご覧ください、そちらよりご登録ください。

※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。

名古屋市枇杷島スポーツセンター 会場案内図

住 所 〒451-0053

愛知県名古屋市西区枇杷島 1-1-2

*下記案内図参照

電 話 052-532-4121

交 通

- 名鉄 名古屋本線 「東枇杷島駅」下車 徒歩約5分
- 名古屋本線 「栄生駅」下車 徒歩約10分
- 市バス 各駅11系統 名古屋駅←→名古屋駅
- 各駅26系統 名古屋→(押切)→平田住宅
- 各駅29 名古屋駅←→名古屋駅
- 栄27(西巡回) 栄←→栄
- いずれも「枇杷島スポーツセンター」下車 すぐ

交通案内図



※なお、会場の駐車台数が少ないことと、付近の違法駐車による苦情のことで車の利用はご遠慮ください。

各位

三重県剣道連盟

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年 11 月の愛知県・東京都で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り返し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

- 1 令和 6 年 11 月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
- 2 書面、メールまたは F A X により、変更通知を 10 月 25 日（金）正午までに、三重県剣道連盟に連絡した者。（受審者本人からの連絡可）

返金受付期日

- 1 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受けは、11 月 1 日（金）正午まで。
 - 2 剣道六段・七段審査会（東京都）申込み締切り後の返金の申し出受けは、11 月 6 日（水）正午まで。
 - 3 剣道八段審査会申込み締切り後の返金の申し出受けは、11 月 18 日（月）正午まで。
- ※上記（1・2・3）いずれも、書面、メールまたは F A X により、返金申し出を三重県剣道連盟に連絡した者。

以 上

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上

< 剣道 >

全剣連番号

受審段位	段	支部名	支部
ふりがな		勤務先名	〒
名前	男・女	住所	〒
生年月日	年 月 日 生 (才)	受審地	(年月日)
住所	〒	前段取得	年 月 日 (場所)

< 講習会・稽古会参加実績 >

講習会・稽古会名	年月日

※有効期間1年間

*ご記入いただいた個人情報は受審申請及び登録以外には使用いたしません。